



## 申5号 「ダイヤ改正について」に関する申し入れ 団体交渉開催! ③

④「その他時間」で駅業務に従事する場合は、取り扱い誤り防止の観点から公金の取り扱いを行わないこと。

**確認事項 出札業務や締切業務等における公金の取り扱いは当面行わない。**

組合:公金を取り扱うルールを明らかにすること。

会社:金銭取扱規定に基づいて行う考えである。乗務員も公金を取り扱うため、毎年公金の取り扱いや営業事故防止について教育を行っている。公金に対しては不幸な社員をつくらないためにも、厳しく教育を行っている。

組合:全乗務員が駅業務等を担うことや複数回経験を積むには時間を要する。また、駅で共に業務を担う組合員・社員も取り扱い誤りを行わないか心配である。乗務員が駅業務等に従事する場合は駅の公金を取り扱わないこと。

会社:改札では駅社員と精算業務を行うことを想定しているため、改札の補助として公金は扱うと考える。遺失物登録システムについては、駅社員の番号を借りて登録する。

組合:駅に行くのは限られた時間である。取り扱い防止の観点から公金の取り扱いはやめるべきではないか。

会社:出札業務や締切業務については当面行わない。業務の融合にあたり、お客さま案内や改札業務の補助などからはじめたい。

組合:改札業務を経験していない組合員・社員や、習熟するのに時間を要する方もいる。出来ることを少しずつやるのが融合ではないか。

会社:出来ることから担う視点は認識が一致する。出来る業務からはじめていきたい。

「安全・健康・ゆとり」と  
「働きがい」のある職場を  
実現するために、  
施策の検証を行おう!

